

2021年6月21日

事務局長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について

平素は、当会の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、今月20日に大阪、京都、兵庫などについての緊急事態宣言を解除し、21日以降、まん延防止等重点措置の実施区域に指定しました。これを受け、当面（現時点では7月11日まで）の当会事業・事務局体制について、以下の通りお知らせいたします。

### 1. 当会事業

- ・ 組織運営に必要な定例会合や主催会合等は開催の予定です。開催する場合は、オンラインシステムの活用や会場設営の工夫等により、3密の回避を徹底いたします。なお、飲食を伴う会合等は個別判断とさせていただきます。
- ・ 会合の中止・延期については、個別にご連絡させていただくとともに、随時関経連ホームページに掲載いたします。

### 2. 職員の時差勤務、在宅勤務の奨励

- ・ 職員には、時差勤務と在宅勤務を認めています。
- ・ 担当職員が不在のため、対応に時間がかかる場合がございますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 各担当者へのメール等は遠慮なくご利用ください。

以上

本件に関する問合せ先：関経連総務部 TEL (06) 6441-0101